## 市営東部住宅5号棟102号室浴室改修工事(繰越明許)

_					
					特記 仕 様 書
	1 ]	□事材	既要		
	I	事	場	所	鶴岡市朝暘町23番2
	I	事	規	模	住戸内模様替え (59.35m2)
	竣	I	期	限	現場説明事項による
г					<del>-</del>

## 2 一般事項

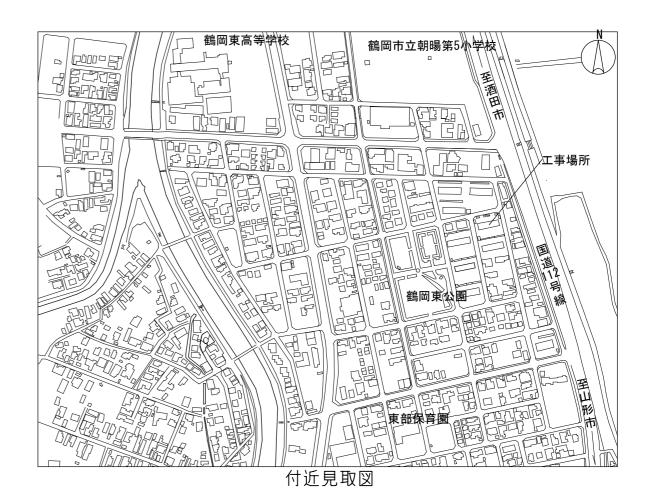
- 1.特記なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び 「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版)による。
- 2. 工事写真・完成写真は、指示された部数を提出すること。
- 3.図面等に記載されていない事項であっても、法規上、現場取合い及び納まりで当然必要と 思われる軽微な変更は、監督職員と協議の上で施工する。但し、これによる請負代金額の変 更は原則として行わない。

## 3 仮設工事

- 1.使用材、機材等を住戸外(工事範囲外)に仮置きする際には、周囲をバリケード等により区画すること。
- 2. 工事範囲の内外を問わず、安全に対して十分な対策を講じ、不測の災害を起こさないよう 注意し、特に資材搬入中の第三者災害及びその他に対し危険、損害を与えないように措置 をすること。工事に先立ち居住者へ周知を行うこと。
- 3. 工事用水・仮設電力は既存設備を使用できるが、使用申込み等の手続きは受注者が行うこと。 費用は受注者の負担とする。
- 4. 工事で汚染、損傷の恐れのある材料及び既存部分は適切な方法で養生を行うこと。
- 5.直接仮設工事範囲は、住戸内、共用玄関、階段室(1階部分)、バルコニー、PSとする。
- 6.着工前に石綿の事前調査を行うこと。
- 7. 石綿の定性分析を行うこと。(外壁の仕上げ塗材、下地調整材)

## 4 木工事

- 1.使用する木材の含水率は15%以下とする。
- 5 電気・機械設備工事
- 1.コア抜きは鉄筋探査の上で行うこと。



図面リスト

図番	図面名称				
1	特記仕様書、付近見取図、図面リスト				
2	配置図				
3	既存平面図				
4	改修平面図				
5	矩計図 (1)				
6	矩計図 (2)				
7	改修平面詳細図、浴室展開図				
8	建具表、ユニット図				
9	既存電気設備図				
10	改修電気設備図				
11	給排水設備詳細図				

盟 照 査

特:

製図 令和7年4月 工事名 市営東部住宅5号棟102号室浴室改修工事(繰越明許) 縮尺 NON 図面名 特記仕様書・付近見取図・図面リスト 図面番号 1

